

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)に係る子ども・子育て支援事業計画の代用計画の策定について

(1)策定の経緯

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の量の見込みについては、令和7年3月策定の各務原市こども計画(第三期子ども・子育て支援事業計画を含む)において設定しましたが、令和8年度からの乳児等のための支援給付の創設に伴い、国の基本指針が改正されたことから、計画の変更が必要となりました。

なお、計画を変更し、必要な事項を盛り込むことが困難な場合は、代替措置として「代用計画」によることが可能とされていることから、本市においては代用計画を策定し対応します。

(2)計画への基本的記載事項(必須記載事項)

- 乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項

(3)代用計画案

別紙のとおり

※乳児等通園支援事業については、教育・保育提供区域を市内全域とします。

※代用計画は、国が示す参考様式を使用しています。

(参考) 各務原市こども計画 (令和7年3月策定)

乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)

0~2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えている状況にあります。すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」を運用します。本市は、令和7年度を準備期間とし、令和8年度から実施します。

国の手引きが示す算定方法を参考に、本市の実情を考慮し、利用量を設定しています。

■量の見込みと確保の内容

| | 推計 | | | | |
|---------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 利用量の見込み 必要定員数(人) | — | 59 | 57 | 55 | 54 |
| 確保の内容 必要定員数(人) | — | 59 | 57 | 55 | 54 |

※本事業は、令和7年度までは地域子ども・子育て支援事業の枠組みで実施しますが、令和8年度以降は「乳児等のための支援給付」として実施する予定です。



【見直し後】

■量の見込みと確保の内容 (代用計画)

| | | 推計 | | | | |
|-----|---------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 0歳児 | 利用量の見込み 必要定員数(人) | — | 15 | 14 | 14 | 14 |
| | 確保の内容 必要定員数(人) | — | 3 | 7 | 11 | 14 |
| 1歳児 | 利用量の見込み 必要定員数(人) | — | 21 | 21 | 20 | 19 |
| | 確保の内容 必要定員数(人) | — | 4 | 10 | 16 | 19 |
| 2歳児 | 利用量の見込み 必要定員数(人) | — | 23 | 22 | 21 | 21 |
| | 確保の内容 必要定員数(人) | — | 3 | 9 | 15 | 21 |